

## 商品概要説明書

スーパー定期＜単利型＞

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期貯金 (M型) &lt;単利型&gt;</li> <li>(愛称: 預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300)</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人および個人</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式 1ヶ月, 2ヶ月, 3ヶ月, 6ヶ月, 1年, 2年, 3年, 4年, 5年</li> <li>期日指定方式 1ヶ月超5年未満</li> <li>定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>1円以上</li> <li>1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度  (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位切り捨ての小数点第3位まで)により計算します。</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>個人の場合は20%(国税15%, 地方税5%)※の分離課税, 法人の場合は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%, 地方税5%)となります。</li> <li>金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</li> <li>預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。</li> <li>個人の場合はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li> </ul>
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> <li>③ 1年以上3年未満 約定利率×70%</li> </ul> ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> <li>(2) 約定した預入期間が3年の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> <li>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li> <li>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li> <li>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</li> </ul> </li> </ul>

	<p>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%  ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率  ② 6か月以上1年未満 約定利率×10%  ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%  ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%  ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40%  ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率  ② 6か月以上1年未満 約定利率×10%  ③ 1年以上2年未満 約定利率×20%  ④ 2年以上3年未満 約定利率×30%  ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50%  ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
<p>10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)</p>	<p>・保護対象  当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当会貯金為替課(電話:0985-31-2079)またはリスク管理課(電話:0985-31-2068)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、宮崎県農業協同組合中央会が設置・運営する宮崎県JAバンク相談所(電話:0985-31-2057)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

## 商品概要説明書

### スーパー定期<複利型>

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由金利型定期貯金 (M型) &lt;複利型&gt;</li> <li style="margin-left: 20px;">〔愛称：預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300〕</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のみ</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 3年, 4年, 5年</li> <li>・期日指定方式 3年超5年未満</li> <li>・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算</li> <li>・2.0% (国税1.5%, 地方税0.5%) ※の分離課税 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%, 地方税5%) となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li> </ul>
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 約定した預入期間が3年の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> <li>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li> <li>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li> <li>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</li> <li>⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> </li> <li>(2) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×10%</li> <li>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%</li> <li>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%</li> <li>⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40%</li> <li>⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70%</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> </li> <li>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×10%</li> </ul> </li> </ul>

	<p>③ 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>④ 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会貯金為替課（電話：0985-31-2079）またはリスク管理課（電話：0985-31-2068）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、宮崎県農業協同組合中央会が設置・運営する宮崎県JAバンク相談所（電話：0985-31-2057）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考 となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

## 商品概要説明書

### 大口定期貯金

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由金利型定期貯金 (愛称：大口定期貯金)</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人および個人</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>期日指定方式 1ヶ月超5年未満</li> <li>定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>1,000万円以上</li> <li>1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度  (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位切り捨ての小数点第3位まで)により計算します。</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。</li> <li>金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</li> <li>マル優の取扱いはできません。</li> </ul>
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数</li> <li>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した本会所定の利率とします。</li> <li>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。</li> </ul>

	<p>A 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率－約定利率}) \times (\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</p>
10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会貯金為替課（電話：0985-31-2079）またはリスク管理課（電話：0985-31-2068）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、宮崎県農業協同組合中央会が設置・運営する宮崎県JAバンク相談所（電話：0985-31-2057）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考 となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

## 商品概要説明書

### 期日指定定期貯金

1. 商品名	・期日指定定期貯金												
2. 販売対象	・個人のみ												
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長3年</li> <li>・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。)</li> <li>・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。</li> </ul>												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1円以上1,000万円未満</li> <li>・1円単位</li> </ul>												
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・満期日に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算。</li> <li>・20% (国税15%, 地方税5%) ※の分離課税  <ul style="list-style-type: none"> <li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%, 地方税5%) となります。</li> </ul> </li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</li> <li>・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li> </ul>												
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位切り捨ての小数点第3位まで)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">預入期間が6ヶ月未満の場合</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6ヶ月以上1年未満</td> <td>預入時の2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>預入時の2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>預入時の2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>預入時の2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>預入時の2年以上の利率×90%</td> </tr> </table>	預入期間が6ヶ月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6ヶ月以上1年未満	預入時の2年以上の利率×40%	預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	預入時の2年以上の利率×50%	預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	預入時の2年以上の利率×60%	預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	預入時の2年以上の利率×70%	預入期間が2年6ヶ月以上3年未満	預入時の2年以上の利率×90%
預入期間が6ヶ月未満の場合	解約日における普通貯金利率												
預入期間が6ヶ月以上1年未満	預入時の2年以上の利率×40%												
預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	預入時の2年以上の利率×50%												
預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	預入時の2年以上の利率×60%												
預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	預入時の2年以上の利率×70%												
預入期間が2年6ヶ月以上3年未満	預入時の2年以上の利率×90%												
10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象            当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>												
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当会貯金為替課(電話:0985-31-2079)またはリスク管理課(電話:0985-31-2068)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、宮崎県農業協同組合中央会が設置・運営する宮崎県JAバンク相談所(電話:0985-31-2057)でも、苦情等を受け付けております。</p>												

	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</li> <li>・一部解約の取扱いができません。預入日から1年経過後、1万円以上1円単位で一部支払が可能です。</li> </ul>

## 商品概要説明書

### 変動金利定期貯金＜単利型＞

1. 商品名	・変動金利定期貯金＜単利型＞												
2. 販売対象	・法人および個人												
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式 1年, 2年, 3年</li> <li>・期日指定方式 1年超3年未満</li> <li>・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>												
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当会が預入の際に提示する自由金利型定期貯金（M型）6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。</li> <li>・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第4位切り捨ての小数点第3位まで）により計算します。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。</li> <li>・個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税。 法人の場合は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）</li> <li>・個人の場合はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> </ul>												
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位切り捨ての小数点第3位まで）により計算した利息並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位切り捨ての日数）により計算した利息の合計額とともに払い戻します。</li> </ul> <p>1. 契約期間3年未満</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が6ヶ月未満</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・解約日の普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が6ヶ月以上1年未満</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が1年以上1年6ヶ月未満</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が1年6ヶ月以上2年未満</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が2年以上2年6ヶ月未満</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が2年6ヶ月以上3年未満</td> <td style="padding-left: 20px;">・・・約定利率×70%</td> </tr> </table>	預入期間が6ヶ月未満	・・・解約日の普通貯金利率	預入期間が6ヶ月以上1年未満	・・・約定利率×50%	預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	・・・約定利率×70%	預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	・・・約定利率×70%	預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	・・・約定利率×70%	預入期間が2年6ヶ月以上3年未満	・・・約定利率×70%
預入期間が6ヶ月未満	・・・解約日の普通貯金利率												
預入期間が6ヶ月以上1年未満	・・・約定利率×50%												
預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	・・・約定利率×70%												
預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	・・・約定利率×70%												
預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	・・・約定利率×70%												
預入期間が2年6ヶ月以上3年未満	・・・約定利率×70%												

	<p>2. 契約期間3年</p> <p>預入期間が6ヶ月未満 . . . 解約日の普通貯金利率</p> <p>預入期間が6ヶ月以上1年未満 . . . 約定利率×40%</p> <p>預入期間が1年以上1年6ヶ月未満 . . . 約定利率×50%</p> <p>預入期間が1年6ヶ月以上2年未満 . . . 約定利率×60%</p> <p>預入期間が2年以上2年6ヶ月未満 . . . 約定利率×70%</p> <p>預入期間が2年6ヶ月以上3年未満 . . . 約定利率×90%</p> <p>・中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。</p>
<p>10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会貯金為替課（電話：0985-31-2079）またはリスク管理課（電話：0985-31-2068）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、宮崎県農業協同組合中央会が設置・運営する宮崎県JAバンク相談所（電話：0985-31-2057）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当会リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考 となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

## 商品概要説明書

### 変動金利定期貯金＜複利型＞

1. 商品名	・変動金利定期貯金＜複利型＞												
2. 販売対象	・個人のみ												
3. 期間	・3年の定型方式 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。												
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位												
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6ヶ月毎に、当会が預入の際に提示する自由金利型定期貯金（M型）6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。												
7. 手数料	—												
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。												
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位切り捨ての小数点第3位まで）により6ヶ月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。  <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">預入期間が6ヶ月未満</td> <td>・・・解約日の普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6ヶ月以上1年未満</td> <td>・・・約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>・・・約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>・・・約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>・・・約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>・・・約定利率×90%</td> </tr> </table>	預入期間が6ヶ月未満	・・・解約日の普通貯金利率	預入期間が6ヶ月以上1年未満	・・・約定利率×40%	預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	・・・約定利率×50%	預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	・・・約定利率×60%	預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	・・・約定利率×70%	預入期間が2年6ヶ月以上3年未満	・・・約定利率×90%
預入期間が6ヶ月未満	・・・解約日の普通貯金利率												
預入期間が6ヶ月以上1年未満	・・・約定利率×40%												
預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	・・・約定利率×50%												
預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	・・・約定利率×60%												
預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	・・・約定利率×70%												
預入期間が2年6ヶ月以上3年未満	・・・約定利率×90%												
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会貯金為替課（電話：0985-31-2079）またはリスク管理課（電話：0985-31-2068）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、宮崎県農業協同組合中央会が設置・運営する宮崎県JAバンク相談所（電話：0985-31-2057）でも、苦情等を受け付けております。												

	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記リスク管理課または宮崎県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>